

◇ 学位論文審査要旨 ◇

王 一 農

拡大生産者責任に関する比較法的検討  
——日中米における比較考察——

審査委員 主査 駒 林 良 則

副査 吉 村 良 一

副査 堀 雅 晴

〔論文内容の要旨〕

1 本論文の概要

(1) 申請者の問題関心

本論文は、循環型社会の形成において重要な政策理念とされる拡大生産者責任 (Extended Producer Responsibility) について、日本、中国 (中華人民共和国、以下、中国という) 及びアメリカの理論とその法制について比較検討したものである。拡大生産者責任とは、生産者が製品の生産・使用の段階だけでなく廃棄・リサイクルの段階まで責任を負うとする概念であり、製品の使用済みの段階でもその回収やリサイクルの責任を自治体から生産者に転嫁させることで、生産者に環境に配慮した製品設計のインセンティブを与えることを目的とするものであると一般に説明されている。申請者がこのテーマを取り上げた理由は、中国においても廃棄物問題は近年深刻化し循環型社会を創造すべきとされており、これを推進するものとして拡大生産者責任が中国にも導入されたものの、その理念や内容が十分に理解されていない状況にあるからである。本論文は、拡大生産者責任を正確に理解するために、これを導入した日本の法制度を分析するとともに、アメリカの状況をも検討することで、拡大生産者責任における中国法の進展に寄与することを狙いとしている。

(2) 本論文の概要

第一章では、OECD が提唱した拡大生産者責任について紹介し、責任をどのように分担させるかという問題とその具体的実施手法に注目して論じている。前者の責任分担とりわけ費用負担については、一つの主体（＝生産者）にその責任を担わせるという最終責任モデルと、生産者の責任を中心としつつも、地方自治体（市町村）との責任の共有や生産者以外に製品連鎖（プロダクトチェーン）内の複数の関係主体にも担わせる共有責任モデルがあることが示されている。また後者の実施手法では、使用済み製品の回収要請の他、デポジット・リファンド制などの経済的手法を紹介している。拡大生産者責任の理念のみならず責任分担のあり方や実施手法を本論文の比較検討の対象に据えることが示される。

第二章では、拡大生産者責任の OECD 最終ガイダンスマニュアルが日本に紹介された時の議論を紹介し、それに影響を受けた循環基本法（循環型社会形成推進基本法、以下、循環基本法という）や個別リサイクル法の分析がなされる。また、拡大生産者責任は、例えば容器包装リサイクル法において事業者の具体的な法的義務として即ち再商品化義務量として確定するのであるが、これに関わって容器包装の利用事業者の再商品化義務の負担割合の合憲性が争われた「ライフ事件」を取り上げて、容器包装リサイクル法上の拡大生産者責任の負担のあり方として最適制御論を裁判所が採用したと指摘したうえでその妥当性等を検討している。また、拡大生産者責任と汚染者負担原則との関係は拡大生産者責任の理論上の論点であるが、この点についての日本の学説状況を詳細に紹介したうえで、両者の関係については、単に理論上の問題であるにとどまらず拡大生産者責任を立法化するにあたっても検討しておく必要があることを指摘する。

拡大生産者責任における比較法的対象としてアメリカと中国の法状況を扱っているのが、第三章及び第四章である。特に、アメリカにおいては、OECD が提唱した拡大生産者責任が受け入れられず、これに代わって独自の製品管理責任（Product Stewardship）という概念が提唱された。製品管理責任とは、製品のライフサイクル全体に配慮して生産者の責任だけを強調せず、製品連鎖内での各主体が共同で製品の環境への影響を軽減するために責任を分担する、というものであるが、申請者はこれを最適制御論に基づく共有責任であると性格付けている。また、アメリカでの製品管理責任の立法化の状況についてメイン州を中心に詳細に紹介している。なお、製品管理責任を立法化する手法については、法規制による強制的な実現ではなく、行政と事業者との協定に基づく事業者の自主的な手法が用いられていることが特徴的である、とする。

第五章では、第二章から第四章において検討された日米中における拡大生産者責任（アメリカについては製品管理責任）の議論を踏まえて、理論面及び実定法のレベルでの比較検討を行っている。実定法レベルでは、責任の分担として、日本（例えば容器包装リサイクル法）でもアメリカでも生産者を最終責任者とししない共有責任モデルを採用しているが、このモデルは最適制御論に基づくものであり、中国も法制度として導入すべきである、としている。なぜなら、生産者のみに責任を負わず最適制御論に基づく共有責任モデルが経済発展を重視する中国社会に受け入れやすく、共有責任モデルに基づく拡大生産者責任の総合的な法体系の確立とともに、実施手法においても法規制だけでなく自主協定などの自主的アプローチとの組み合わせが必要である、とする。

一方、理論面については、中国の拡大生産者責任の学説では拡大生産者責任の概念のなかに生産者責任を生産の初期段階まで拡大させるべきとの学説が主流を占めているが、製品の原材料選択と設計という初期段階での責任は拡大生産者責任の範囲の問題ではなく清潔生産や製造物責任の内容である、と主流の学説を批判している。

終章では、これまでの比較考察から得られた知見を踏まえて、中国の現状に対して、次のような主張を展開する。即ち、共有責任モデルによる法制度の構築の方が最終責任モデルによるそれよりも運用面での受容性や柔軟性があること、また、実施手法において法規制による義務型と自主的手法による促進型を組み合わせることにおいてもこのモデルの方が適格的であるとする。

中国の今後の法制への示唆としては、当面は、生産者を主要な役割分担者とし他の主体には協力の役割を担わせるという仕組（共有責任モデル）を採用することが法制を円滑に運用できるとし、そのために、アメリカのメイン州の製品管理責任枠組み法のような仕組も参考にすべきであるとする。

## 2 本論文の構成

本論文は以下の構成となっている。

### 序 章

#### 第一章 OECD における拡大生産者責任

- 一 OECD における拡大生産者責任の背景
- 二 OECD における拡大生産者責任の概要
- 三 小 括

## 第二章 日本における拡大生産者責任

- 一 日本における拡大生産者責任の背景
- 二 日本における拡大生産者責任の導入過程
- 三 日本における拡大生産者責任に関する法制度
- 四 日本における拡大生産者責任の論拠——汚染者負担原則との関係性から——
- 五 小 括

## 第三章 アメリカにおける製品管理責任

- 一 製品管理責任の背景
- 二 製品管理責任の概念、目的、特徴及び拡大生産者責任との異同
- 三 製品管理責任に関する立法の動向及び主要な実施手法
- 四 製品管理責任に関する立法の現状及びその動向——メイン州を実例として——
- 五 小 括

## 第四章 中国における拡大生産者責任

- 一 中国における拡大生産者責任の背景
- 二 中国における拡大生産者責任の理論状況
- 三 中国における拡大生産者責任の法制度
- 四 小 括

## 第五章 日中米における拡大生産者責任の比較検討

- 一 拡大生産者責任の理論の理論面における比較検討
- 二 拡大生産者責任の法制度の法制面における比較検討

## 終 章

- 一 拡大生産者責任に対する考察結果
- 二 三か国における比較法的検討の結論
- 三 結びにかえて——中国における拡大生産者責任の進むべき道——

（なお、本論文は、既に刊行されている申請者の以下の論文にその内容の多くを依拠している。

- ① 王一晨「中国の清潔生産促進法制について」立命館法学350号（2013年12月）24—65頁
- ② 同「OECDにおける拡大生産者責任と日本への導入について」立命館法学356号（2014年12月）115—189頁
- ③ 同「アメリカと中国における拡大生産者責任の展開について」立命館法学359号（2015年6月）140—202頁）

### 3 本論文の内容

#### (1) 第一章「OECD における拡大生産者責任」

この章では、OECD での拡大生産者責任の概念内容が詳細に提示されている。2000年の OECD の最終ガイダンスマニュアルでは拡大生産者責任の定義を「物理的及び（もしくは）経済的に製品に対する生産者の責任を製品のライフサイクルにおける消費の段階まで拡大させ、一般廃棄物の処理責任を地方自治体から生産者に移転することで生産者に廃棄物削減やリサイクルへのインセンティブを与え、もって廃棄物の減量化と資源の有効利用を目指した画期的な資源の廃棄物政策という環境政策上の手法である」としているが、この定義が各国で一般的な概念として定着した、とする。ここから導き出せる拡大生産者責任の概念の特徴は、① 責任を（全面的あるいは部分的に）地方自治体から製品のライフサイクルの上流にシフトし、② 生産者に環境に配慮した製品設計のインセンティブを与えること、の2点である、とする。また、拡大生産者責任の目的としては、① 天然資源及び原材料の利用の削減 ② 廃棄物発生抑制 ③ 環境に配慮した製品設計の推進 ④ 原材料の使用の循環化、が挙げられている、とする。

次に、OECD が示す拡大生産者責任を実現する政策手法としては、一つ目には使用済み製品の回収を責任主体に要請することであり、これが OECD 加盟国で一番利用されている手法であるという。二つ目には、責任主体に対して何らかの財政的なインセンティブを与えるという手法であり、一般に経済的手法といわれるものであるが、これには具体的措置として、i) デポジット・リファンド制度 ii) 前払い処分料金制度 iii) 原材料課税 iv) 「川上」での税・補助金の組み合わせ制度、がある、とする。三つ目として、製品中の使用すべきリサイクル資源の含有率の一定割合を定めておく、という措置である。OECD 加盟各国は、これらの手法をその状況に応じて適用することになる。

拡大生産者責任の概念において重要な要素である責任ついて、まず、責任の内容については、物理的責任 (Physical Responsibility) と経済的責任 (Economic Responsibility) がある。前者は使用済段階での製品の物理的な処理についての生産者の責任を意味し、後者の経済的責任はかかる処理のためのコストの一部又は全部を支払う生産者の責任をいう。次に、拡大生産者責任の主体による分担のあり方については、大きく三つに分類される、とする。第一は、生産者にのみ責任を分担させるとする考え方で、これを最終責任モデルという。これに対して、第二は、責

任を生産者のみが負担するのではなく関係主体で分担し共有する考え方で、これを共有責任モデルという。共有責任にはさらに二つの類型が考えられるのであり、生産者と地方自治体の間で共有するという類型であり、もう一つは生産者と製品連鎖内での他の主体と責任を共有するという類型である。どちらにしても生産者は中心的役割を担うことになる。第三は、配分責任モデルという考え方で、これは共有責任とは異なり、製品連鎖内での各主体に責任を一定の割合で配分するというものである。配分責任においては、定められた配分内容を各主体が完全に参加することを確保する仕組みが重要となる。以上の三つの責任モデルのうち、OECD は主たるモデルとして最終責任モデルを挙げ、それ以外の選択肢として共有責任モデルと配分責任モデルを位置付けている。

この章では、最後に、拡大生産者責任と汚染者負担原則の関係についてのOECD の議論を紹介している。OECD の提唱した汚染者負担原則の目的がいわゆる外部不経済の内部化と公平な国際貿易及び条件の確保にあることは周知のことであるが、こうした汚染者負担原則と拡大生産者責任の双方ともに廃棄物の発生という外部不経済を内部化するという側面があることでは共通しており、両者は矛盾するものではない、とする。

## （2）第二章「日本における拡大生産者責任」

この章では拡大生産者責任が法制度においてどのように具体化されたのか、ということ論じ、さらに、汚染者負担原則との関係における議論にも触れている。

本章は、まず、OECD のガイダンスマニュアルが最終マニュアルとなった時点での日本への導入状況について触れている。この当時の議論は、主に、経産省の産業構造審議会環境部会の廃棄物・リサイクル小委員会で扱われたのであるが、小委員会の議論（特にワーキンググループ）では、拡大生産者責任とは生産者が廃棄物処理に要する費用を全て製品価格に内部化することを直ちに意味するものではなく、様々な費用負担、責任分担を包含する概念である、としているところから、当初から日本政府は、拡大生産者責任をOECD が主唱する最終責任モデルではなく、生産者、政府、地方自治体、国民という各主体に役割を分担する責任分担モデルを採用する考えであった、と指摘している。また、その後の各種セミナーにおいて、各主体の役割の分担がどうあるべきかや費用負担についても、誰がどこまで負担するのか、あるいはそれはいつ（つまり販売時か排出時か）徴収するのかといった問題が活発に議論された、とする。

次に、本章は、日本の循環基本法や各種リサイクル法において拡大生産者責任が

どのように反映しているかを示している。循環基本法11条には、生産者に対し、①製品の設計を工夫すること ②製品の材質又は成分の表示を行うこと ③一定の製品についてそれが廃棄等された後、国民、地方自治体等との適切な役割分担の下で生産者が引き取りやリサイクルを実施すること、が定められている。循環基本法のなかで拡大生産者責任に関係する条項としては、廃棄物発生抑制と適正な循環の利用の促進を定める11条2項と、循環資源となった製品や容器の事業者による回収やリサイクルを実施する責務を定める同条3項があり、国の責務を定める18条3項及び20条もある。そのなかで、同法11条3項は、国と地方自治体、事業者、国民という主体に責任を分担する考え方であり、これは共有責任モデルであるが、このモデルを採用した理由の一つは循環基本法制定時すでに容器包装リサイクル法と家電リサイクル法が制定済みであり、それらが共有責任モデルの仕組みを採用していたことを挙げている。そのため、同法11条3項が責任を分担する仕組みを採用したことに対しては学界から批判を受けることになったという。

さらに、本章の関心は、個別リサイクル法、特に、容器包装リサイクル法と家電リサイクル法における拡大生産者責任の具体的内容の検討に向う。

というのは、循環基本法は、各主体に直接に義務を課すものではなく、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法といった個別リサイクル法において拡大生産者責任における生産者の具体的な義務が定まるからである。容器包装リサイクル法は、地方自治体と製造業者等が各々回収と再商品化の責任を負担し、家電リサイクル法は生産者と消費者が各々再商品化と費用支払いを分担することとなっている。このうち、容器包装リサイクル法では、製造業者は再商品化の段階でしか物理的責任及び費用負担を担うにすぎず、事業者負担が少ないことが問題視されてきた、としている。申請者は、共有責任モデルの具体例として、容器包装リサイクル法を挙げている。同法は容器包装廃棄物の回収に関する物理的及び経済的責任を地方自治体（及び納税者）に負担させ、リサイクルに関する物理的及び経済的責任を事業者に負担させている。事業者の再商品化については、同法の算式によって再商品化義務量等が算定されることになるが、共有責任の考えに基づいて生産者に主要な責任を負担させつつも地方自治体にも負担させることとなっている、とする。また、申請者は、容器包装リサイクル法の拡大生産者責任における共有責任の合憲性が争われた事件として、いわゆるライフ事件に注目している。この事件では、容器包装リサイクル法11条2項口に基づく特定容器利用事業者（原告）の再商品化義務における負担割合が特定容器製造事業者の負担割合よりも過重であるのは平等原則に反するとして、国や容器包装リサイクル協会に対して賠償が請求されたものである。申請者

は、同法上の再商品化義務について特定容器利用事業者と特定容器製造事業者との間で費用負担を按分する比率が利用事業者の方に大きい理由は、判決も述べているように、特定容器の使用に対して利用事業者の方が製造事業者よりも大きな選択権を有しており、それゆえに容器の改善能力も有するとして、これは拡大生産者責任における制御能力に基づく負担の考え方が示されたものであるとする。もっともその比率の公平性にはさらに検討が必要である、としている。

最後に、拡大生産者責任の理念において重要な論点であると思われる汚染者負担原則との関係について論じている。本論文がこの論点を論じる動機は、ヨーロッパと日本で同じように拡大生産者責任を導入したのに、それに関する具体的な法制度が異なるのはなぜなのか、というところにある。その理由の一つとして拡大生産者責任と汚染者負担原則の関係性の理解が主要欧州諸国と日本で異なるのでないか、との推論の下に、まず、日本において拡大生産者責任と汚染者負担原則の関係がどう捉えられているかを紹介している。汚染者負担原則の目的に外部不経済の内部化があるが、拡大生産者責任もこの目的を有するとして、拡大生産者責任は汚染者負担原則の概念を拡大したものと捉える立場がある一方、拡大生産者責任においては生産者に汚染者としての責任を負わせるのではなく、むしろ当該製品をリサイクルさせるのに最も影響を与える主体であるから責任を転嫁させられるのである——これを最適制御論という——として、両者は無関係であると捉える立場があり、対立している（なお、無関係の主張の中には、これとは別に、汚染者負担原則は費用負担のための原則であるのに対して、拡大生産者責任は責任分担の原則であり、根本的に異なるという見解もある）。両者の関係をどう捉えるべきかという問題は単に理論上の問題だけでなく、拡大生産者責任の制度化にあたってこの問題は検討しておかねばならないとする。というのは、リサイクルにおいて処理責任を負わせる主体を確定するとき、汚染者負担原則に則って最終汚染者にするのかそれとも拡大生産者責任に則って生産者にするのか、という問題があるし、また、汚染者負担原則で禁止されている助成措置が拡大生産者責任では認められているという問題もあるからである。

### (3) 第三章「アメリカにおける製品管理責任」

#### (a) 製品管理責任の概念

アメリカでは、拡大生産者責任における責任のあり方について生産者が最終責任を負うことに対して大きな抵抗がみられ、拡大生産者責任に代えて独自の概念である拡大生産者責任が主張され、さらに現在では製品管理責任が広く認められている。

製品管理責任とは、「拡大生産者責任とは異なり、製品のライフサイクル全体の関係者、つまり製造者とともに製品設計者、原材料供給者、流通業者、小売業者、消費者、廃棄者及び回収業者が、製品による環境への影響を削減する責任を共有し、負担する」というものである。それゆえに、共有責任モデルに近いが、製品管理責任においては、「製品のライフサイクル全体に配慮し、生産者の責任を強調せず、製品連鎖内での各主体が共同で製品の環境への影響を軽減する責任を分担する概念」であるとして、生産者の最終責任を認めていない。また、製品管理責任の実施手法において、法的規制ではなく、行政と事業者の協定に基づいたプログラムに委ねられるという特徴がある、とする。製品管理責任が採用される背景として、経済発展を重視しできるだけ政策の柔軟化を図りたいというアメリカ社会の状況がある、と分析している。

なお、製品管理責任の概念内容を拡大生産者責任の概念内容と比較して、その特質も整理している。

(b) 製品管理責任をめぐる法制度の状況

アメリカにおいて、連邦法レベルで製品管理責任を含む拡大生産者責任を内容とするものは制定されていない。しかし、州レベルでは、全米33州で50本以上の製品管理責任に関する法律が制定されている。本章では、製品管理責任について初めて枠組み法を制定したメイン州に注目し、同州の制定状況について詳論する。メイン州では、枠組み法の制定以前においても飲料容器回収法の2009年改正や2004年の電化製品廃棄物リサイクル法においても製品管理責任の内容が反映されているが、2010年の製品管理責任枠組み法は、将来的に広い製品分野に製品管理責任を適用するために、対象品目の指定基準の設定や実施手続を定めるものである。従って、同法においては製品管理責任を適用する製品を具体的に指定するのではなく、指定基準を定めているのである。同法は、それ以外にも、製品管理責任の実施手法として、行政当局と事業者との協定に基づいて事業者が作成する製品管理責任プログラムによって生産者等の各主体の責任を確定することを要請している。同プログラムにより生産者は製品管理責任計画を策定し達成目標を設定することとなっている。

(4) 第四章「中国における拡大生産者責任」

(a) 中国における拡大生産者責任の理解

本章では、まず、中国の学説レベルでの拡大生産者責任の扱いが OECD や先進国の紹介が専らなされている段階にとどまっており、一部の研究者が各自の拡大生産者責任の概念を提示しているものの、統一的な理解には至っていない、としてい

る。中国の学説において議論となっているのは、「生産者」の範囲を製品事業者に限定するか、あるいは広く解して、小売業者、消費者、政府までも含むとするのか、である。さらに、生産者の責任の「拡大」の意味について、製品の使用済み段階（即ち、回収や再商品化）について生産者の責任を拡大すると解する立場と、これに加えて生産の初期段階から消費段階までに責任を「拡大」させるべきとする立場がある。「拡大」の意味における後者の立場は、生産者は、回収やリサイクルの責任のみならず、環境に配慮した製品設計や原材料・エネルギー使用、さらには製品による汚染予防責任や環境情報の公表責任までも含むという主張である。

学説では、「責任」に理解についても、使用済み製品の回収やリサイクルの物理的経済的責任は Responsibility であるから責務であると解する立場がある一方で、拡大生産者責任はそれだけでなく生産者が製品の使用済み段階での環境汚染に関する責任（環境汚染に対する損害賠償責任）をも含むものであると解する立場もある。もっとも、こうした学説の状況は、以下に示す拡大生産者責任に関係する法制度の内容を説明するうえでの議論であるといえる。

#### (b) 中国における拡大生産者責任の法制度

本論文によると、中国では日本のように拡大生産者責任が体系的に法制化されてはいないものの、関係法令において散見される。例えば、清潔生産促進法は、生産者に対して、生産の初期段階たる原材料選択や環境に配慮した製品設計さらには製品から生じる汚染予防責任を定めている。循環経済の基本法である循環経済促進法は、生産者を主要な責任負担者とし、関係各主体はそれに協力する責任があるとしている。なお、國務院及びその部局が制定する命令、例えば「廢電化電子製品の回収処理管理条例」（2008年）は、生産者等に電化製品の回収・リサイクルの責任を抽象的に定めるにすぎず、その具体化は地方政府レベルに委ねることになる、とする。

本論文は、中国における拡大生産者責任の法制度の特徴を以下のようにまとめている。第一に、法令に拡大生産者責任の規定があってもそれはその理念を唱っているにすぎず、実質的内容を有していないことである。つまり、生産者を含む各主体の具体的な責任内容が明確にされていないのである。第二に、拡大生産者責任においてより重視されているのは、生産の初期段階からの生産者の汚染予防原則としての清潔生産の責任であって、そのために、生産者の回収・リサイクルの責任は相対的に弱くなっていることである。第三に、法令や条例で拡大生産者責任が法的に義務づけられていても、違反した場合の措置や罰則がなく、実効性がないことである。また、経済的インセンティブを与える実施手法——例えば、デポジット・リ

ファンド制——が採用されていないことも特徴的であるとする。

(5) 第五章「日米中における拡大生産者責任の比較検討」

本章では拡大生産者責任の日米中における理論面と法制度面からの比較検討を行っている、それを踏まえて、中国の状況への問題提起を行っている。

(a) 日米中における拡大生産者責任の理論的特徴の比較検討

日本における拡大生産者責任の学説では最終責任モデルが多数の見解であるとし、その論拠は外部不経済の内部化論と最適制御論であるが、最適制御論に基づくのであれば主要な責任の分担者は必ずしも生産者に限られないことになる、と主張する。

これに対して、中国における拡大生産者責任の理論では、拡大生産者責任が汚染者負担原則の「延長」であることが学界の共通認識であるとする。また、拡大生産者責任の論拠についても外部不経済の内部化論と最適制御論の二つがあるが、外部不経済の内部化論では生産者は主要な責任分担者として最も大きな役割を担うものの他の主体もそれに協力する相応の責任を負うとする。また最適制御論では、生産者の概念を拡げて各主体がそれぞれの能力の範囲で責任を負う、とする。どちらにしても、責任分担の考え方は、生産者を主要な責任負担者として他の主体は生産者に協力する責任があるとする共有責任モデルをとっている、と分析する。また、中国では拡大生産者責任の概念のなかに生産者責任を生産の初期段階まで拡大させるべきとの考えが主流である、とする。要するに、中国では拡大生産者責任が循環経済理論の一部とみなされていることが特徴である、としている。

次に、本論文では、拡大生産者責任とアメリカの製品管理責任との比較を試みている。その分析の観点を以下の三つとしている。第一に、製品のライフサイクルにおける各主体の役割分担の公平性という観点である。拡大生産者責任の根拠としての外部不経済の内部化論では、製品の環境への影響を負の外部化と捉え、生産者は内部化する責任があるとするので、拡大生産者責任の生産者の責任は責任の所在を帰責事由として生産者に責任全体を転嫁して公平性を実現することになる。これに対して、製品管理責任にあっては製品の環境への影響はライフサイクル内でのすべての主体に責任があるとするので、影響を軽減することは各主体の共有責任とすることによって公平性を実現している、とする。第二に、環境への影響をより軽減するのは拡大生産者責任の方である。なぜなら、共有責任である製品管理責任では製品ごとに責任分担が異なるために責任が不明確となる恐れがあり、各責任者のうちで一つの主体でも責任を果たさないことになれば、リサイクルに悪影響を与えかね

ないからである。第三に、製品管理責任では拡大生産者責任の最終責任モデルとの比較では生産者の責任が軽減されるので生産者にはメリットがあるといえる。それゆえ経済発展の観点からすると、製品管理責任の方が有利となる。

最後に、本論文は、中国の拡大生産者責任の理論状況に対して問題提起を行っている。まず、拡大生産者責任の責任主体の明確化を主張する。拡大生産者責任のあつては、責任主体はあくまで生産者に限定すべきとする。なぜなら、「拡大」の意味は、生産者の責任を生産段階から使用済み段階まで拡大することであつて、責任主体を他の主体にまで拡大することではない、とするからである。次に、生産者の責任の内容についても製品のライフサイクルの下流である回収やりサイクルの要請までがその範囲であり、製品の原材料選択と設計は、拡大生産者責任の射程外であつて清潔生産や製造物責任の内容である、という。

(b) 拡大生産者責任の日米中の法制度の比較検討

拡大生産者責任の法制度面での日米中の比較において、まず、日本及び中国の拡大生産者責任の制度とアメリカの製品管理責任の法制度——特にメイン州——では、責任の内容が日本と中国の拡大生産者責任では法律によって定められるが、アメリカの製品管理責任では事業者と行政との協定によって定まるところに相違がある、とする。

次に、個別リサイクル法レベルの比較の分析では、特に容器包装におけるリサイクル法をその対象の中心に据えて論じている。日本の容器包装リサイクル法の特徴として、① 拡大生産者責任における地方自治体から特定事業者への責任の転嫁が同法に反映されていること ② 共有責任モデルが採用され、回収の物理的経済的責任を地方自治体に負わせ、リサイクルの物理的経済的責任を特定事業者に負担させるのであり、容器包装リサイクル法は、生産者と地方自治体を主とし、それ以外の関係主体を協力させ責任を分担させていること ③ 容器包装リサイクル法は、使用済み段階での各責任主体の責任のあり方に重点を置いている、としている。

これに対して、中国では日本の容器包装リサイクル法に相当する法律がないため、各地方政府の条例によって容器包装の回収やりリサイクルが実施されているが、条例数は少ない。そこで、上海市政府の例によると、容器包装廃棄物の回収やりリサイクルは自主的な仕組として専門のリサイクル業者によってなされている。同市政府は収集やりリサイクルの監理の役割を負うにすぎない。このように、中国における容器包装廃棄物の扱いは拡大生産者責任が採用されているとは言い難い。

日本の容器包装リサイクル法とメイン州との比較では、メイン州のボトル法（飲料容器回収法）では、容器包装廃棄物の回収においては最適制御論によって小売業

者に物理的責任を負わせるが、生産者には共有責任の理念により回収の経済的責任を負わせている。なお同州ボトル法は、廃棄物の排出抑制や資源有効利用を重視するのではなく、各主体の協力や分担によって廃棄物処理の財政上の負担を減らすことを目的としている。さらに、同法は、製品管理責任の実手法としてデポジット・リファンド制度という経済的手法によって小売業者の回収に物理的役割を実現させている。

以上のような、法制度一般の比較検討と容器包装リサイクル法を具体例とした個別リサイクル法レベルの制度比較から得られた知見から、本論文は、中国の法制度の状況への問題提起として次のように主張する。中国においては、共有責任モデルが社会に受け入れやすく、「共有責任モデルに基づく拡大生産者責任の総合的な法制度の体系化と実施手法の総合化」が必要である、とする。即ち、拡大生産者責任の総合的な法体系が中国にはまだ存在しないので、日本の循環法体系を導入するかあるいはアメリカのメイン州のような製品管理責任枠組み法を法制化すべきである、とする。また、実施手法についても、法規制による法的義務とするやり方とアメリカの自主協定型を組み合わせたことが中国にとっては効果的である、とする。

## (6) 終章

法制度についての比較検討から得られた結論は、共通責任モデルの方が最終責任モデルよりも運用面での受容性や柔軟性があること、また実施手法における義務型と促進型を組み合わせることには適格的であることの二点から、共有責任モデルが最終責任モデルより優位ではないか、とする。

中国の今後の法制への示唆としては、理想としては最終責任モデルであるとしながらも、当面は生産者を主要な役割分担者とし、他の主体には協力の役割を担わせるという仕組（共有責任モデル）を採用することで、法制が円滑に運用され実施できる、とする。

### 〔論文審査の結果の要旨〕

本論文の考察対象である拡大生産者責任は、政策上の理念として主に環境経済学において検討されてきたのであるが、環境法学では十分に検討されていないのが現状である。本論文は、日本、中国及びアメリカの拡大生産者責任の法状況について、責任の分担の議論を中心に、実定法レベルにまで丹念に分析し検討したものである。以下に本論文の特徴となるものを挙げておく。

まず、日本の循環基本法や個別リサイクル法での責任の分担、即ち共有責任モデ

ルに対して、学説は最終責任モデルの立場から概ね批判的であるが、申請者は、比較考察を踏まえて、最適制御論の立場に立って環境への影響の軽減の観点からむしろ肯定的に評価していることは示唆に富むものといえよう。

次に、アメリカの拡大生産者責任をめぐる動きは、我が国の学界ではほとんど検討されていないものである。アメリカでは連邦レベルでの拡大生産者責任を内容とする立法が頓挫し立法の動向の中心は州レベルであること、拡大生産者責任から拡大生産者責任を経て現在の製品管理責任に至る動きが示されていること、さらに、州法レベルの動向においてその中心的存在といえるメイン州が全米で最初に制定した製品管理責任枠組み法に注目し、その内容を詳細に紹介しつつ製品管理責任の概念を分析していることは、いずれも本論文の特筆すべき内容であるといえる。

なお、本論文は拡大生産者責任や製品管理責任という概念と法制度の比較考察を主な内容としているが、申請者の関心はそのレベルに止まっているのではなく、容器包装リサイクル法上の事業者の再商品化義務が争いとなったライフ事件に注目していることから明らかなように、拡大生産者責任が法的義務として具体化する場合についても関心を払っている点も評価しておきたい。

本論文は、中国における拡大生産者責任の法理論を発展させようという明確な意図があり、そのため本論文の内容は中国の現状に対する問題提起となっている。中国法において拡大生産者責任は関係法令に散見されるものの具体的な内容をもつものではないとされ、体系的な法制度の確立には至っていない。本論文はその必要性を強調するとともに、理論面においても、拡大生産者責任の概念と清潔生産を中心とする循環経済理論が錯綜している状況のために中国における拡大生産者責任の概念が不明確となっている、と批判している。日本やアメリカの議論をも参考にして拡大生産者責任を詳細に検討した本論文の内容が中国において公になった際には、中国における拡大生産者責任の理論状況にも一石を投ずるものであろう。

本論文による比較検討の成果は、我が国の拡大生産者責任の理論にも寄与するものであると評価することができる。これまでの拡大生産者責任の国際比較は、独仏が中心であったといえるが、上に述べたように、アメリカにおける製品管理責任については、連邦法レベルの法律が制定されていないこともあって、我が国にはほとんど紹介されていない。本論文は、製品管理責任の概念とともに州法レベルでの法的仕組を詳細に紹介しかつ分析し、さらに拡大生産者責任との異同についても詳細に検討している。加えて、日本の拡大生産者責任の法制度について、最適制御論を根拠にした共有責任モデルであると位置づけ、アメリカの製品管理責任も同様に最適制御論に基づいた共有責任モデルであるとしてその共通性を提示していることは

傾聴に値するものといえよう。

なお、付言すれば、本論文のアメリカの製品管理責任の内容については、申請者のアメリカ・バーモント大学への短期留学において、文献を渉猟し同大学の研究者と意見交換したことによるところが大きいであろう。

以下に、本論文に対する若干の問題点や課題があることも記しておきたい。

第一に、日本の拡大生産者責任の法制度を共有責任モデルとして、本論文では肯定的に捉え過ぎている印象を受ける。共有責任が採用された経緯等立法過程についても検討する余地があるのではないか。

第二に、申請者の主張は、拡大生産者責任の論拠のうちの最適制御論を重視し、最適制御論が中国には妥当するとの考えである。これは中国の状況に受け入れやすいものであるとの判断に基くものであるが、最適制御論の重視は反面で生産者責任を軽視しかねない恐れがあるのではないか。

第三に、拡大生産者責任をめぐるライフ事件を取り上げたように、比較考察においては法制度のみならずその実際の運用状況についても調査することが必要であらう。

このような問題点や課題は、今後の申請者の研究においてさらに検討されるべきであろう。また、拡大生産者責任の比較法的な考察をさらに進めるためにはドイツやフランスとの比較法的検討が避けられないであろう。しかし、以上のような課題があるとしても、拡大生産者責任の法的議論がまだ十分に展開されていない現状において、本論文の意義は十分に評価されるべきものである。

### 〔試験または学力確認の結果の要旨〕

公聴会は、2015年7月23日14時から16時まで諒友館832教室において、本学教員及び院生の参加のもとに行われた。公聴会では、学位申請者から本論文の概要についての報告の後、それに対する質疑応答が活発になされた。

特に、以下の事柄を中心に質疑があった。まず、用語上の問題として拡大生産者責任における「責任」の意味をどう捉えているのか、これに関連してアメリカの製品管理責任についても Stewardship の訳語として誤解を生じさせることはないか、という質問があった。申請者は、拡大生産者責任の「責任」が法的責任というよりも責務や役割に近いことは承知している、また製品管理責任については適当な訳語がなく拡大生産者責任との対比上「管理責任」とした、との回答がなされた。

次に、日本の拡大生産者責任についての理解について、日本の学説と法制度で異なる捉え方をしているとみてよいかなどの質問があった。申請者からは、日本の学

#### 学位論文審査要旨（王）

説の多数は OECD の最終責任モデルとして捉えているが、法制度は共有責任モデルであると把握できる旨の回答があった。

さらに、拡大生産者責任の比較法的考察をするうえで、EU（欧州連合）の動向をみる必要があるように思うがどうか、との質問に対して、申請者は、その重要性を承知しているが十分にフォローできていないので今後の研究に委ねたい、と回答した。

これらの質問や意見に対して、学位申請者は、真摯かつ適切に応答しており、また、今後の自らの研究の課題についても十分に認識していることが判断できた。公聴会の出席者教員からは、拡大生産者責任について、日本、中国及びアメリカの法制度や理論状況を丹念にフォローしているとの好意的評価が寄せられた。

本論文は日本と中国とともにアメリカも対象としており、これによって学位申請者の日本語文献及び英語文献の読解力が相当優れた能力であることが示されている。また、昨年秋の中間報告および今回の公聴会での報告とそれに対する質疑からも、学位申請者は優れた日本語能力であることが確認できる。

以上から、審査委員会は、全会一致で、学位申請者が本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（法学、立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。